○議長(近藤八郎君) 本日の会議から、下川町議会は、新しい議会運営の一環として、 通年制議会を導入いたします。

通年制議会を導入することにより、定例会を年1回とし、会期を5月から翌年4月までの1年間とするものであります。これは議会の主体性と機動性を高めていくことで、町民の代表としての負託に応えていくとともに、緊急を要する事態への対応など、効率的かつスピード感を持った議会運営の推進並びに議会及び議員活動の活性化を図ることを目的としております。

もとより、下川町議会基本条例が、町民とともに育てる条例であることを深く認識して、町長をはじめとする執行機関の長及び職員各位並びに町民各位の御理解と御協力を 賜ることが最も肝要であると存じますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから、令和3年下川町議会定例会5月臨時会議を開会いたします。 ただいまの出席議員数は、全員の8人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

- ○議長(近藤八郎君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。 本臨時会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第123条の規定により、 3番 大西 功 議員及び4番 春日降司 議員を指名いたします。
- ○議長(近藤八郎君) 日程第2 「委員会報告」議会の運営について、議会運営委員長から報告を頂きます。我孫子洋昌 議会運営委員長。

○議会運営委員長(我孫子洋昌君) 令和3年下川町議会定例会5月臨時会議の運営について、去る4月26日開催いたしました議会運営委員会の審議結果を御報告いたします。

当日は、今定例会の会期及び日程並びに5月臨時会議に提案される議案等の審査要領等について審査を行いました。

最初に、今定例会の会期は、下川町議会会議条例第5条の規定により、本日から令和4年4月30日までの359日間とし、定例会議として再開する本会議の日程については、お手元の日程表のとおり予定することに決定いたしました。

次に、5月臨時会議の提案事項については、本日協議を行い、町長提案が1件で、内容は行政報告であります。

また、議会提案が3件で、内容は委員会報告1件、会期の決定1件、会議案1件であります。

これらの状況を考慮し、5月臨時会議の本会議については、本日1日と決定いたしま した。

また、本日の臨時会議に提案される3件につきましては、本会議において報告、審議

を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

- ○議長(近藤八郎君) 以上で委員会報告を終わります。
- ○議長(近藤八郎君) 日程第3 「会期の決定」を議題といたします。 お諮りいたします。

本定例会の会期は、下川町議会会議条例第5条の規定により、本日から令和4年4月30日までの359日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から令和 4 年 4 月 30 日までの 359 日間とすることに決定いたしました。

- ○議長(近藤八郎君) 日程第4 「諸般の報告」を行います。 報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。 以上で諸般の報告を終わります。
- ○議長(近藤八郎君) 日程第5 行政報告を行います。 町長。
- ○町長(谷 一之君) おはようございます。行政報告をさせていただく前に、令和 3 年定例会臨時会議の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

一昨日までのゴールデンウイークも低温で降雨による天候に見舞われ、町民の皆さん にとりましても憂鬱な日々を送られたことと推察するところでございます。

さらに、全国各地において、新型コロナウイルス感染症の重症者が増加傾向にあり、 今後政府による緊急事態宣言延長や北海道が要請しているまん延防止等重点措置適用 なども協議されているところであります。

さて、このような折、議員各位には大変御多用な中、定例会臨時会議に御出席を賜り、 心より感謝申し上げます。

今般の臨時会議においては、さきに述べました新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について、行政報告をさせていただきますので、議員各位には御理解と御協力をお願い申し上げ、御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、行政報告について述べさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの町民への接種について、現在の状況を報告申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルスワクチンの受取り状況についてでありますが、国から

本年 4 月 26 日に、医療従事者用として、ワクチン 13 バイアル 78 回分が配送され、4 月 30 日には、ワクチン 1 箱 975 回分が届けられたところであります。その後、現時点で 5 月中旬に、更に 1 箱 1,170 回分の配送が予定されており、合計 2,223 回分が確保されているところであります。

次に、町民への接種の状況及び今後の予定を申し上げますと、先ほど申し上げました、最初に届けられたワクチンにより、4月28日から町内の医療従事者への接種を開始したところであります。その後、4月30日からは、国が示した接種の優先順位に従い、65歳以上の高齢者を対象として、あけぼの園等の高齢者施設に入所される方に対して接種を開始しており、その他の一般高齢者へは5月6日から接種を開始したところであります。

次に、接種を行うに際しての事務手続き等についてでありますが、3月30日に高齢者1,314人に対し、役場から接種案内を発送し、現在817人の申込みを受け付けているところであります。接種の順位を年齢別に分けることはせず、接種希望者に対して、順次接種日時の調整を行いながら接種を進めているところであります。

また、本町のワクチンの接種会場は、総合福祉センター「ハピネス」を集団接種会場としており、密を避けるため、午前と午後の2回に分け、感染防止対策を徹底した上で、町立下川病院の医師と看護師により実施しております。会場へは基本的には各々お越しいただくこととしておりますが、自力又は家族等での送迎が困難な方の場合は、ハイヤーによる支援を行っているところであります。

最後に、基礎疾患を有する方を含む 16 歳以上 64 歳以下の接種時期につきましては、 ワクチンの配送が不確定であるため、これらの方々に対する接種は、現時点では未定で すが、今後もワクチンの供給状況を注視し、町民が安心して接種を受けられる体制の確 保と、ワクチン接種に関するきめ細かな周知に努めてまいりたいと思います。

以上、議員各位、町民の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。以上です。

○議長(近藤八郎君) 以上で行政報告を終わります。

○議長(近藤八郎君) 日程第6 会議案第1号「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定について」を議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。

提案者議員 5番 我孫子洋昌 議員。

○5 番(我孫子洋昌君) ただいま議案となっております、会議案第1号につきまして、 提案趣旨を申し上げます。

本案は、議長を除く全議員を賛成者議員として提案するものであります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定についてですが、町長の専決処分に関しては、本日の会議より通年の会期とすることから、地方自治法第 179 条により、議会を招集する時間的余裕がないという部分が限りなく少なくなります。

しかしながら、この度、提案いたします、会議案第1号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項について、時間を置かずに迅速な解決を図る必要があるものや、災害等への対応等を含めて、当然に必要となる事項に関しましては、議会の委任により町長が専決処分できるよう提案するものです。

指定する事項につきましては、1項は、1件100万円以下の法律上の町の義務に属する損害賠償の額を定め、歳入歳出予算の補正に関すること。

2項は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決された工事又は請負契約について、その額が500万円を超えない範囲で変更すること。

3 項は、災害及び突発的な事故並びに感染症対策により、応急的に必要となる歳入歳 出予算の補正を行うこと。

4 項は、会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。

5項は、解散及び欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。 これら、5項目を指定しようとするものであります。

指定を行う理由につきましては、1項につきましては、地方自治法第96条第1項第13号に該当する事件でありまして、法律上の町の義務に属する損害賠償につき、100万円以下の範囲内において、その額を定めて、それに伴う歳入歳出予算の補正に関することであり、軽微な事故による損害賠償について、相手方の物損などに伴う修繕などを早期に行うことで解決を図ることを考慮して規定するものです。

2 項につきましては、請負金額の変更として、工事等の施工上やむを得ない事情もあり得ることを鑑み指定するものですが、500 万円を超える場合については、その変更額の大きさから、従前どおり議会の議決を要するとしたところであります。

3 項につきましては、災害や突発的な事故、感染症は、町民の安全・安心を害するものであると考え、その応急的対策を行わなければ、町民の生活への安全が損なわれることを考慮した場合に、緊急的に措置をする必要性がある場合もあることを鑑みて指定するものであります。

4 項につきましては、いわゆる地方税法の日切れ扱いの改正に伴うもので、当然必要という趣旨は、上位法の改正により独自の判断の必要なく改正をするときということであり、この場合には専決処分ができることを指定するものであります。

5 項につきましては、急な衆議院解散等による選挙で、議決をする時間的余裕がない 場合等もあり得ることを想定して、指定をするものであります。

以上、会議案第1号の提案趣旨説明といたしますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(近藤八郎君) ただいま、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。 これから討論に入ります。 まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(近藤八郎君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。 7番 小原議員。

○7番(小原仁興君) 会議案第1号 地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定について、賛成の立場から討論したいと思います。

本日冒頭、議長が仰ったように、緊急を要する事態への対応…これが通年議会によってできるようになってございます。

今回規定する専決処分については、地方自治法第 180 条第 1 項の…普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができると地方自治法で規定されており、今回、議会でこれを指定するものでございます。

委員長からの説明のとおり、大変緊急を要する措置について規定したものでございます。間違ってもらったら困るのは、違ったメッセージとして捉えられたら困るということでございます。本旨の趣旨にしっかり則って、職員各位も取り組んでいただきたい、そう考えております。

私個人としては、今までの発言のとおりでございます。基本的には、この議会で全てが諮られ、そして決定されていく、これが私としてのこの議会の本旨…議決を採る事は基本的にはイレギュラーな事である…そう捉えてございます。

しかしながら、通年議会が始まって、そして併せてこういうことを…町長に対して権限を与える…こういうこともセットでやっていかなければ、緊急の時にも対応できない…そう鑑みて、今回、決を採る事にいたしました。

議員各位の本旨の御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長(近藤八郎君) ほかに討論ありませんか。

(な し)

○議長(近藤八郎君) これで討論を終わります。 これから、会議案第1号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 全員起立です。 したがって、会議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長(近藤八郎君) 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、5月臨時会議を閉会いたします。

午前10時49分 閉会

○議長(近藤八郎君) 町長から申し出により挨拶がございます。

○町長(谷 一之君) 定例会 5 月臨時会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、今定例会臨時会議におきまして、大変御多用な中、全員の御出席を賜り、心より感謝申し上げる次第であります。

また、今般のコロナ対策に係るワクチン接種の行政報告につきましては、町民の健康と生活の安全を担保する上で欠かすことのできないコロナ対策でございまして、今後、対象となる町民…接種率 100%を目指してまいる所存でございますので、議員各位にも御理解と御協力をよろしくお願い申し上げ、本臨時会議閉会の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長(近藤八郎君) 本日は、以上をもって散会とします。